

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市指定管理者審査委員会条例(平成27年条例第25号。以下「条例」という。)に基づく指定管理者審査委員会(以下「委員会」という。)の設置並びに委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の審査対象施設)

第2条 条例第1条の規則で定める施設(以下「対象施設」という。)及び当該対象施設ごとに置く委員会(以下「各委員会」という。)の名称は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 条例第3条第1項第1号の委員は、対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する者のうちから市長が委嘱する者4人以内とする。

2 条例第3条第1項第2号の委員は、第1号に掲げる者をもって充てるほか、第2号から第4号までに掲げる者のうちから市長が任命する2人以内とする。

(1) 総務部副部長の職にある者

(2) 財務部副部長の職にある者

(3) 対象施設を所管する部の副部長(副部長が2人以上の場合は、当該施設を担当する副部長)の職にある者

(4) その他市長が指名する者

3 対象施設の指定管理者となろうとする団体の代表者、役員その他利害関係にある者は、各委員会の委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第4条 条例第3条第2項の委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 委員長 前条第2項第1号に定める者(2) 副委員長 前条第2項(第1号を除く。)に掲げる者のうちから委員長が指名するもの

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、各委員会の委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月1日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年5月1日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

対象施設	委員会の名称
高知市文化プラザ 高知市立中央公民館	高知市文化プラザ等指定管理者審査委員会
高知市春野文化ホールピアステージ 高知市春野郷土資料館	高知市春野文化ホールピアステージ等指定管理者審査委員会
高知市立自由民権記念館	高知市立自由民権記念館指定管理者審査委員会
高知市市民活動サポートセンター	高知市市民活動サポートセンター指定管理者審査委員会
高知市江ノロコミュニティセンター	高知市江ノロコミュニティセンター指定管理者審査委員会
高知市総合運動場 高知市東部総合運動場 高知市城ノ平運動公園 高知市土佐山運動広場 高知市針木運動公園	高知市総合運動場等指定管理者審査委員会
高知市土佐山へき地診療所	高知市土佐山へき地診療所指定管理者審査委員会
高知市東部健康福祉センター 高知市南部健康福祉センター 高知市障害者福祉センター 高知市土佐山健康福祉センター 高知市春野あじさい会館	高知市健康福祉センター等指定管理者審査委員会
高知市春野デコの里	高知市春野デコの里指定管理者審査委員会
高知市春野西諸木公会堂	高知市春野西諸木公会堂指定管理者審査委員会

高知市福寿園	高知市福寿園指定管理者審査委員会
高知市生活支援ハウス 高知市高齢者共同生活住宅	高知市生活支援ハウス等指定管理者審査委員会
高知市土佐山弘瀬あすなろの里	高知市土佐山弘瀬あすなろの里指定管理者審査委員会
ヨネッツこうち	ヨネッツこうち指定管理者審査委員会
高知市勤労者交流館	高知市勤労者交流館指定管理者審査委員会
高知市立龍馬の生まれたまち記念館	高知市立龍馬の生まれたまち記念館指定管理者審査委員会
高知市桂浜公園	高知市桂浜公園指定管理者審査委員会
はりまや橋観光バスターミナル	はりまや橋観光バスターミナル指定管理者審査委員会
高知よさこい情報交流館	高知よさこい情報交流館指定管理者審査委員会
高知市鏡吉原ふれあいの里	高知市鏡吉原ふれあいの里指定管理者審査委員会
高知市鏡文化ステーションRIO 高知市立鏡公民館 高知市ギャラリー白雲	高知市鏡文化ステーションRIO等指定管理者審査委員会
オーベルジュ土佐山	オーベルジュ土佐山指定管理者審査委員会
高知市中島町駐車場 高知市中央公園地下駐車場 高知市県庁前通り地下駐車場 高知市鏡小浜堂メン駐車場 高知市鏡小浜ニカキヤマ駐車場 高知市高知駅北口駐車場 高知市南御座駐車場	高知市駐車場指定管理者審査委員会
高知市弥右衛門ふれあいセンター	高知市弥右衛門ふれあいセンター指定管理者審査委員会
高知市営住宅等	高知市営住宅等指定管理者審査委員会
わんぱーくこうち	わんぱーくこうち指定管理者審査委員会